



森づくりに関する支援

いま、森林を整備するために必要なこと



森林資源の循環利用へ

森林の整備が国土保全・水源涵養に繋がるという観点などから山元の市町村への還元が図られています。

施業を集約化し、間伐などを行う場合

造林事業（国補助など）

事業内容	補助率
不用木の除去、間伐や伐倒木の搬出集積、植生の更新など	68～72%

みどりの環境整備支援交付金（県補助）

事業内容	補助率
左記の造林事業への嵩上げ	定額：23,000～35,000円／ha

木材安定供給推進事業（国補助）

事業内容	補助率
不用木の除去、支障木の伐倒 造林・集材搬出集積原木仕分けなど	定額：350,000円／ha＋間接費＋搬出材積に応じて76,000～152,000円／haを加算など



自分で自分の山を手入れする場合

緊急間伐総合支援事業（県補助）

事業内容	補助率
間伐や路網整備	定額：80,000～183,000円／ha（間伐） 定額：500～1,500円／m（路網整備）



再造林や被害防護施設などに対する支援

森林資源再生支援事業（県補助）

事業内容	補助率
再造林、鹿被害防護施設、下刈りなど	県が定めた標準単価の22～27%以内 定額：600円／㎡（チップなど端材）

その他

みんなで支える郷づくり事業（町補助）

事業内容	補助率
チェーンソー講習に係る費用 森林整備や、森林と親しむための事業（登山など）	全額（チェーンソー） 1団体1事業5万円（森づくり）

お問い合わせ先

国・県補助について

高知県木材増産推進課
☎088-821-4602
嶺北林業振興事務所
☎0887-82-0162

町補助について

プロジェクト推進室
100年の森プロジェクト班
またはプロジェクト推進班
☎0887-72-0453

森林環境税・森林環境譲与税をご存じですか？

森林環境税とは？

令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が課税され、その税収が森林環境譲与税として、都道府県や市区町村へ譲与されます。

森林環境譲与税とは？

森林環境税の税収を、私有林人工林面積、林業就業者数、人口を譲与基準として、森林環境税の課税に先駆けて、令和元年度から森林環境譲与税が配分されています。

森林環境譲与税は、都道府県や市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて、森林整備やその促進に関する事業を、幅広く弾力的に実施するための財源として活用されます。

大豊町の財布にはどれだけ入るの？

国の算定式を基に試算すると、下記の金額が本町の森林づくりのために譲与されます。

令和元年度	令和2～3年度	令和4～5年度	令和6年度～
50,867千円	108,093千円	139,884千円	171,676千円

大豊町での主な使い道は？

本町の森林整備は、まず森林組合などの林業事業者が、森林整備を行う可能性がある地域をピックアップし、その地域の森林所有者に対する森林整備に関する意向調査を実施します。

その調査の結果、森林整備の意向のある森林所有者の森林を一団として、森林経営計画などを策定し、保育間伐、林業専用道や作業道の整備など森林整備事業を行っていく予定です。

森林環境譲与税は、そういった意向調査や森林整備事業を行う際の予算に充てられます。

森林整備に興味・関心のある方は…

所有森林の整備に関心のある方は、お近くの林業事業者か、プロジェクト推進室100年の森プロジェクト班までお問い合わせください。